

証券コード 4080

平成28年6月2日

株 主 各 位

福井県福井市白方町45字砂浜割5番10

## 株式会社田中化学研究所

代表取締役 社長執行役員 田中 保

### 第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月16日（木曜日）午後5時5分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |                                                 |
|-----------------|-------------------------------------------------|
| 1. 日 時          | 平成28年6月17日（金曜日）午前10時                            |
| 2. 場 所          | 福井県福井市宝永3丁目1-1<br>福井県国際交流会館 B1 多目的ホール           |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第60期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）<br>事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項            |                                                 |
| 第1号議案           | 取締役5名選任の件                                       |
| 第2号議案           | 補欠監査役1名選任の件                                     |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tanaka-chem.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会終了後、株主の皆様との懇親会を予定しておりますので、この機会に当社に対する理解を深めていただきたいと存じます。

(提供書面)

## 事業報告

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における二次電池業界は、民生用途においては、スマートフォンを含むタブレット機器の需要の伸長がひと段落していることもあり、全体として成長率は鈍化しているものの電動工具・定置用蓄電池向けなど用途拡大による需要増加の期待も出てきております。また、環境対応車用途においても、世界的な原油安などの影響を受けて当初期待と比較すると伸び悩んではいるものの各自動車メーカーでは新車種の販売が活発化しており、又、充電インフラの整備の促進や1回の充電での走行距離を伸ばす為の電池材料及び電池の開発が急がれております。

当社の販売数量は98%以上を二次電池用正極材料が占めているため同電池市場への販売動向が当社の業績には大きく影響いたしますが、このような市場環境の中、当事業年度における当社の販売数量は、環境対応車用途の主要顧客における一過性の受注変動はあったものの、民生用途及び環境対応車用途のリチウムイオン電池向け新製品が本格的に販売に寄与してきたため、前事業年度第2四半期以降回復基調にあり、前事業年度比で35.0%増加しました。

しかしながら、前年夏場以降当社製品の主原料であるニッケル及びコバルトの国際相場は急激かつ大幅に下落し、当事業年度末にかけても下げは止まらず一貫して弱基調で推移した結果、当事業年度では、足下の相場が反映される売上高に対し売上原価となるたな卸資産の価格が高く推移したことに加え、当事業年度末においてたな卸資産評価損104百万円を計上したこととあわせ484百万円の損失を余儀なくされました。

一方、財務体質改善目的で実施しました投資有価証券の売却による売却益154百万円、及び固定資産の売却による売却益742百万円を特別利益として計上しております。

以上の結果、売上高15,266百万円（前事業年度比23.3%増）、営業損失301百万円（前事業年度は営業損失393百万円）、経常損失574百万円（前事業年度は経常損失660百万円）、当期純利益は312百万円（前事業年度は当期純損失2,663百万円）となりました。

主要な品目別の概況は以下のとおりであります。なお、当社の報告セグメントは二次電池事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいためセグメントごとに記載しておりません。

「リチウムイオン電池向け製品」

前事業年度比で58.9%増加となりました。用途別の増減は次のとおりであります。

- ・民生用途について、主要顧客への販売数量減少はあるものの、新規用途の製品の販売数量増加が寄与し、全体として前事業年度比で28.8%増加となりました。
- ・環境対応車用途について、新規顧客への販売促進や既存顧客への販売が本格化したことにより前事業年度比で178.3%増加となりました。

「ニッケル水素電池向け製品」

前事業年度比で9.6%減少となりました。用途別の増減は次のとおりであります。

- ・民生用途について、大きな変動はなく前事業年度比で5.2%増加となりました。
- ・環境対応車用途について、第3四半期以降回復基調にありますが、主要顧客の一過性の受注変動の影響により前事業年度比で15.0%減少となりました。

なお、当事業年度の期末配当につきましては、繰越利益剰余金がマイナスであることを勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

(ご参考)

(ニッケル国際相場：円貨換算)

(単位：円/kg)

	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均	1～3月平均
平成28年3月期	1,594	1,299	1,154	990
平成27年3月期	1,904	1,948	1,825	1,722

(コバルト国際相場：円貨換算)

(単位：円/kg)

	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均	1～3月平均
平成28年3月期	3,727	3,674	3,119	2,780
平成27年3月期	3,230	3,488	3,619	3,688

※ニッケル LME（ロンドン金属取引所）月次平均×TTS月次平均

コバルト LMB（ロンドン発行メタルブリテン誌）月次平均×TTS月次平均

## ② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は533百万円で、生産能力及び生産効率改善対応の設備を中心に投資を行いました。その主なものは次のとおりです。

リチウムイオン電池向け製品生産設備	402百万円	研究開発設備	66百万円
ニッケル水素電池向け製品生産設備	8百万円		

## ③ 資金調達の状況

当社は、平成28年3月28日付で既存借入金（総額7,554百万円）の条件の一部を変更する条件変更契約を金融機関との間で締結しております。この契約による新たな資金の調達はございません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第57期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第58期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第59期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第60期(当期) (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高(百万円)	9,035	10,660	12,384	15,266
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△1,369	△715	△2,663	312
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△108円25銭	△51円62銭	△188円95銭	21円5銭
総資産(百万円)	16,093	16,534	14,633	12,465
純資産(百万円)	4,017	3,803	1,610	1,815
1株当たり純資産額	317円61銭	273円65銭	108円46銭	122円27銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して計算しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

## (3) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、民生用途及び将来の環境対応車用途の需要拡大に向けた大手資本の新規参入を含めグローバル市場での競争が激化しております。この結果、当社は、当事業年度において312百万円の当期純利益を計上したものの、平成24年3月期以降5期連続で営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、このような状況を解消するため、「P21 1. 継続企業の前提に関する注記」に記載のとおり、リチウムイオン電池及びニッケル水素電池向け材料事業の最適化並びにコスト競争力の強化を図ることにより、早期の経常利益の黒字化を達成し、当該重要事象等が解消されるよう取り組んでまいります。

これらをうけて、以下の経営戦略で当社経営資源の最適化を図り企業価値向上に努めてまいります。

(経営戦略)

- ①リチウムイオン電池向け材料事業の最適化
- ②ニッケル水素電池向け材料事業の最適化
- ③コスト競争力の強化
- ④人材組織改革

(4) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社は、二次電池用の正極材料の製造販売を主な事業としております。

(5) 主要な事業所及び工場（平成28年3月31日現在）

本社・福井工場 福井県福井市白方町45字砂浜割5番10  
大阪支社 大阪府大阪市中央区久太郎町1丁目6番26号  
船場L Sビル10階  
東京事務所 東京都品川区東五反田1丁目10番7号  
アイオス五反田4階

(6) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
175名(33)	5名減	38.2歳	10年2ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
(株) 三菱東京UFJ銀行	2,068百万円
(株) 福井銀行	1,823
(株) 北陸銀行	1,085
(株) みずほ銀行	824
(株) 三井住友銀行	714
(株) 福邦銀行	656

## 2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数      普通株式      47,000,000株
- (2) 発行済株式の総数      普通株式      14,850,800株
- (3) 株主数                                          8,321名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	2,200,000株	14.82%
田中保	1,264,200	8.51
株式会社三菱東京UFJ銀行	460,000	3.10
田中浩	387,000	2.61
株式会社福井銀行	300,000	2.02
住友商事株式会社	250,000	1.68
住友生命保険相互会社	210,000	1.41
田中学	171,000	1.15
田中健	171,000	1.15
田中恵子	169,200	1.14

（注）持株比率は自己株式（1,037株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	田 中 保	
取締役 常務執行役員	茂 莉 雅 宏	経営管理・営業担当
取締役 執行役員	嶋 川 守	総務人事・情報開示・製造担当
取 締 役	久 野 和 雄	ニチエス(株)代表取締役社長
常 勤 監 査 役	大 嶋 哲 夫	
監 査 役	増 田 仁 視	アイテック(株)監査役・日華化学(株)監査役
監 査 役	篠 原 芳 明	

- (注) 1. 取締役久野和雄氏は、社外取締役であります。  
 2. 上記監査役3名は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役久野和雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 増田仁視氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	4名	42,156千円
監 査 役	4	16,765
合 計	8	58,921

- (注) 1. 上記には平成27年6月19日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。  
 2. 社外取締役1名及び社外監査役4名に対する報酬等の総額は21,085千円であり、上記報酬等の額に含まれております。  
 3. 取締役の報酬限度額は、平成20年6月27日の第52期定時株主総会において年額150,000千円以内と決議いただいております。  
 4. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月20日の第40期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。



### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役久野和雄氏は、ニチエス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社はニチエス株式会社との間には特別の関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役増田仁視氏は、アイテック株式会社及び日華化学株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社はアイテック株式会社及び日華化学株式会社との間には特別の関係はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

#### イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（20回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役久野和雄	19回	95.0%	—	—
監査役大嶋哲夫	14	100.0	10回	100.0%
監査役増田仁視	20	100.0	15	100.0
監査役篠原芳明	19	95.0	15	100.0

(注) 監査役大嶋哲夫氏の出席率は、監査役就任後に開催された取締役会14回及び監査役会10回を分母として算出しております。

#### ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役久野和雄氏は、当事業年度に開催された取締役会19回に出席し、企業経営者の見地から議案の審議等につき適宜必要な発言を行っております。
- ・監査役大嶋哲夫氏は、監査役就任後に開催された取締役会14回全てに出席している他、その他の重要な社内会議にも出席し、取締役の職務執行状況を常時モニタリングしております。また、監査役就任後に開催された監査役会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。
- ・監査役増田仁視氏は、当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席し、公認会計士としての専門的な見地からの意見・アドバイスを行っております。また、当事業年度に開催された監査役会15回全てに出

席し、監査役としての経験に基づき、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。

- ・監査役篠原芳明氏は、当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席し、これまで培ってきたビジネス経験から会社運営に関する意見・アドバイスをしております。また当事業年度に開催された監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、各社外役員との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 5. 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること（以下「コンプライアンス」という。）を確保するための体制として、取締役会、社外取締役、監査役会、内部監査部門並びにコンプライアンス委員会がそれぞれの機能を最大限に発揮しつつ相互に連携して目的の達成に努力する体制を基本といたします。

- ① 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備についての基本方針を決定するとともに、定期的に整備状況の確認を行います。
- ② 取締役会には、最低1名以上の社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
- ③ 監査役会を構成する監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査いたします。
- ④ 内部監査部門は、監査を通じて各部門の職務の執行が法令、定款並びに社内規程に適合していることを確認いたします。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス管理規程及びコンプライアンスに関する規程の制定、改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関連する役職員の行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」の整備並びに研修実施等により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。また、役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制を構築しております。この体制には、匿名が保障された通報システムを活用しております。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、執行役員会議その他重要な会議の意思決定にかかわる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁にかかわる情報を記録し、文書管理規程に従って保存・管理したうえ、必要な関係者が閲覧できる体制を構築しております。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に関する重大な影響を及ぼすリスクを全体的に認識、評価、対応する仕組みを構築しております。就中、リスク管理に関する規程を運用し、平時における事前予防体制と有事における迅速な対応並びに再発防止策を講じる体制のもと取り組んでおります。
- ② 内部監査部門は、全社のリスク管理状況をレビューするため、各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に取り締役会及び監査役会に報告しております。
- ③ 当社経営におけるリスクのうち、収益に最も影響の大きい主原料価格リスクについては、営業部において価格リスクを持つ数量の把握を行う一方、経営管理部長の職務権限と責任を明確にし、経営管理部において包括的にその状況を把握する体制のもと取り組んでおります。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の職務権限、意思決定ルール及び経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

- ① 取締役会は、取締役の職務執行が効率的に行われるよう職務権限（取締役に対する権限委譲を含む。）と意思決定ルールを関連社内規程に定め、権限と責任を明確にいたします。これらの社内規程の改廃は取締役会の決定によります。また、業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進いたします。
- ② 取締役会は、中期経営計画を策定するとともにその執行を監督いたします。毎事業年度においては、中期経営計画との整合性を持たせた年度事業計画と部門別重点施策を策定、各部門を担当する取締役はその実現のための最も効率的な業務執行体制を決定するとともに、その執行に責任を持ちます。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）として適切な人材を配置いたします。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの適切な職務遂行のため、監査役スタッフは取締役の指揮命令を受けないものといたします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものといたします。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は「コンプライアンス管理規程」及び「内部通報細則」を定め、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いをしない体制を整えております。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。
- ② 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力いたします。
- ③ 取締役は、監査役職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備いたします。

## (11) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況

### ① 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することといたします。

### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係を遮断する取組みを一層推進するため、対応統括部署を総務人事部と定め、不当要求防止責任者を配置するとともに社内体制の整備・強化を図っております。また、総務人事部を窓口として平素より所轄警察署及び外部専門機関などと連携することにより反社会的勢力の排除に向けた情報収集並びに共有化に努め、社内への周知徹底及び注意喚起を行っております。

## (12) 業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要

① 取締役会を20回開催し、社外取締役及び監査役出席のもと、法令等に定められた事項や経営方針等の重要事項を決定いたしました。

② 監査役会を15回開催し、監査方針及び監査計画を協議・決定し、また取締役の職務の執行や法令及び定款等の遵守状況について監査をいたしました。

③ 内部監査室は内部監査実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価及び業務監査を実施いたしました。

④ 法令等の遵守を徹底するため、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしました。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために

必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

## (2) 不適切な支配の防止のための取組みの概要

### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社製品の主要市場である二次電池市場は、省エネルギーや環境配慮の観点から、ノートパソコンや携帯電話等の民生用途だけでなく、環境対応車用途でも中長期的に飛躍的な拡大が予測されております。一方では、このような需要の伸びが期待されている市場であるために、国内外の企業が市場に新規参入し、競争がより激化する環境となってきました。当社としては、これらの拡大する市場に対し、会社全体が一体となった取組みを行うことにより、競合他社と差別化する製品開発をもとに、市場及び顧客のニーズにあった戦略の実行を目指しております。そこで、中長期的な経営の基本方針は、「飛躍的な変化を遂げ、環境社会に貢献する。」を目標に掲げ、将来性・成長性の高い二次電池市場を背景に、飛躍的な事業拡大と同時に堅固な経営体質を併せ持つ持続的企業を実現することにあります。

中長期的な経営の基本方針における具体的施策は、(i)成長性のある二次電池正極材料事業に対して、戦略的に取組んでまいります。中長期的には今後成長が見込める環境対応車用リチウムイオン電池分野における正極材料のリーディング・カンパニーの地位を確保すべく、高性能正極材料の研究開発に経営資源を集中させて取組んでまいります。(ii)来るべき環境対応車用リチウムイオン電池の大幅な需要増加に対応する生産体制の構築に取組んでまいります。(iii)当社が保有しているコア技術を電池材料以外の分野に応用展開を図ることにより、次世代材料開発にも取組んでまいります。(iv)人材育成のための取組みとして、会社の持続的な成長を考慮した強靱な組織運営及び人材育成に力を入れてまいります。その結果として社員にとって一層魅力のある職場環境の実現とモチベーション向上に努めてまいります。(v)経営基盤強化のための取組みとして、生産システムの改善による高品質・低コスト化をより一層進めるとともに、大きく変化する経営環境に適応した営業活動を推進します。これに加えて、コーポレートガバナンスの向上を図り、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るよう努めてまいります。

これらの中長期的な経営戦略を着実に実行することで、当社の持つ経営資源を最も有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社の企業価値ひいては株主共同利益の一層の向上に資することができると考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成26年5月15日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するとともに「当社の企業価値の源泉」の毀損を防ぎ企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

（以下「本プラン」という。）を継続することに関して決議いたしました。

本プランは、平成26年6月20日開催の当社第58期定時株主総会において、その有効期間を平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとする旨について株主の皆様のご承認をいただいております。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）の中から、当社取締役会決議に基づき選任された当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」という。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

(3) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社の中長期的な経営の基本方針は、企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的として策定されたものであります。



また、本プランは、株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更または廃止されることになり、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっていること、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置していること等、その内容において合理性・客観性が担保され、当社取締役会の恣意的判断を排除する仕組みが講じられていることより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであり、当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

当社取締役会としては、いずれも当社の基本方針に沿うものであると判断しております。

(注)本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tanaka-chem.co.jp/>) に掲載しております平成26年5月15日付ニュースリリースをご覧ください。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	7,865,984	<b>流動負債</b>	3,319,715
現金及び預金	2,893,288	支払手形	247,306
受取手形	5,681	買掛金	2,017,091
電子記録債権	251,696	1年内返済予定の長期借入金	309,000
売掛金	1,862,812	リース債務	130,732
製品	921,503	未払金	456,080
原材料	377,543	未払法人税等	22,349
仕掛品	1,224,484	賞与引当金	45,691
貯蔵品	15,310	設備関係支払手形	19,828
その他	313,662	その他	71,634
<b>固定資産</b>	4,599,527	<b>固定負債</b>	7,330,148
<b>有形固定資産</b>	4,471,442	長期借入金	6,864,494
建物	1,227,537	リース債務	404,604
構築物	67,938	繰延税金負債	5,529
機械装置	1,864,576	退職給付引当金	23,045
車両運搬具	1,934	資産除去債務	29,332
工具器具備品	33,887	その他	3,142
土地	1,125,321	<b>負債合計</b>	10,649,864
建設仮勘定	150,246	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	17,166	株主資本	1,805,121
電話加入権	1,947	資本金	2,492,521
ソフトウェア	14,324	利益剰余金	△685,384
その他	894	その他利益剰余金	△685,384
<b>投資その他の資産</b>	110,918	繰越利益剰余金	△685,384
投資有価証券	67,043	自己株式	△2,015
長期貸付金	1,359	評価・換算差額等	10,526
保証金	33,860	その他有価証券評価差額金	10,526
その他	9,106	<b>純資産合計</b>	1,815,648
貸倒引当金	△451	<b>負債純資産合計</b>	12,465,512
<b>資産合計</b>	12,465,512		

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,266,171
売 上 原 価		14,371,872
売 上 総 利 益		894,298
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,195,753
営 業 損 失		301,454
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,533	
金 利 ス ワ ッ プ 評 価 益	6,492	
そ の 他	7,512	17,538
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	106,397	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	116,249	
為 替 差 損	61,251	
そ の 他	6,464	290,363
経 常 損 失		574,280
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	742,492	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	154,590	
補 助 金 収 入	38,120	935,202
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,129	
固 定 資 産 圧 縮 損	25,668	26,798
税 引 前 当 期 純 利 益		334,123
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	21,751	
法 人 税 等 調 整 額	△147	21,604
当 期 純 利 益		312,519

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,492,521	1,646,050	-	1,646,050	-	-	△2,643,954	△2,643,954
当期変動額								
準備金から剰余金への振替		△1,646,050	1,646,050	-				
欠損填補			△1,646,050	△1,646,050			1,646,050	1,646,050
当期純利益							312,519	312,519
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	△1,646,050	-	△1,646,050	-	-	1,958,569	1,958,569
当期末残高	2,492,521	-	-	-	-	-	△685,384	△685,384

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,015	1,492,601	120,388	△2,427	117,961	1,610,562
当期変動額						
準備金から剰余金への振替		-				-
欠損填補		-				-
当期純利益		312,519				312,519
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△109,862	2,427	△107,434	△107,434
当期変動額合計	-	312,519	△109,862	2,427	△107,434	205,085
当期末残高	△2,015	1,805,121	10,526	-	10,526	1,815,648

## 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン（当事業年度末借入残高7,173,494千円）の返済条件の変更を行いました。当該借入金に対しては財務制限条項が付されており、その内容は3. 貸借対照表に関する注記（5）財務制限条項に記載しております。

上記、財務状況の中、当社は、当事業年度において312,519千円の当期純利益を計上したものの、平成24年3月期以降5期連続で営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

### (1) リチウムイオン電池及びニッケル水素電池向け材料事業の最適化

- ① 民生用途及び環境対応車用途のリチウムイオン電池向け新製品が本格的に販売に寄与し始めていること等により販売数量は増加してきております。その増産に際しては既存設備を最大限活用することで設備稼働率の向上を図ってまいります。
- ② 安定した品質力の更なる向上及び徹底した合理化の追求を図ってまいります。

### (2) コスト競争力の強化

- ① 製品の主原料であるニッケル、コバルト及びマンガン並びに補助原料、包装材料の調達コストの削減を図ってまいります。
- ② 既存設備の生産効率の向上及び製法・工法を含めた低コスト設備開発による設備投資金額の削減を図ってまいります。
- ③ 不良品の発生抑制及び在庫管理の徹底による生産効率の改善を図ってまいります。
- ④ 役員報酬の削減及び従業員の賞与削減、並びにその他の固定費の削減を図っております。

しかしながら、これらの対応策に関しましては、今後の国内外の二次電池の市場動向や技術動向等により計画通り推移せず、その結果、上記のシンジケートローンに付された財務制限条項に抵触する可能性があります。

以上により、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しております。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書には反映しておりません。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ 時価法

#### ③ たな卸資産

- 製品・仕掛品・原材料 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産  
（リース資産を除く） 定率法  
但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建 物 7年～47年  
機械装置 2年～17年
- ② 無形固定資産  
（リース資産を除く）  
ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額から年金資産額を控除した金額を計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の計算は、退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と年金財政計算上の数理債務との比（比較指数）を求め、直近の年金財政計算における数理債務の額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (4) ヘッジ会計の方法  
ヘッジ会計の適用の中止  
ヘッジ会計の要件を充たさなくなった金利スワップについては、ヘッジ会計の適用を中止し、金利スワップを時価評価した上で、ヘッジ会計中止時点における金利スワップに係る評価差額を繰延ヘッジ損益として計上し、当該評価差額を、ヘッジ対象である借入金の当初の満期までの期間にわたり金利の調整として損益に配分しております。また、ヘッジ会計の中止以降に生じた金利スワップの時価の変動は、営業外損益に含まれております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の処理方法 税抜方式を採用しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

建物	1,226,087千円
土地	1,125,321
投資有価証券	34,968
現金及び預金	85,000
計	2,471,378千円

##### ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	309,000千円
長期借入金	5,599,393
計	5,908,393千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,661,366千円

#### (3) 当事業年度において国庫補助金等の受入れにより圧縮記帳を行った額

機械装置	19,854千円
工具器具備品	5,342
ソフトウェア	472
計	25,668千円

#### 固定資産にかかる国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額

建物	299,036千円
構築物	10,789
機械装置	2,492,718
車両運搬具	2,540
工具器具備品	31,755
ソフトウェア	561
計	2,837,402千円

(4) 電子記録債権譲渡高 442,188千円

#### (5) 財務制限条項

当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高7,173,494千円）には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、期限の利益を喪失する可能性があります。

平成28年3月期以降に終了する決算期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、平成27年3月に終了する決算期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額（1,610,562千円）の100%の金額以上にそれぞれ維持すること。

平成29年3月期以降に終了する決算期における単体の損益計算書上の経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

平成25年3月28日付プレスリリース「住友化学株式会社との資本業務提携契約締結及び第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」2.(2)に記載された「業務提携の内容」に変更が生じた場合（解消された場合を含む）には、全貸付人に報告し、シンジケートローン契約の義務の履行に重大な悪影響を及ぼすと多数貸付人が判断し、指示された場合には事業計画書を策定し、事業計画の実行・維持等に係る条項について全貸付人と協議し、3ヶ月以内に協議を整えること。

(6) 強制期限前弁済条項

当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高7,173,494千円）には、強制期限前弁済条項が付されており、平成29年3月期以降下記条件を満たした場合、期限前弁済をいたします。

各決算期末のキャッシュ・フロー計算書において、以下の計算式により算出される金額がプラスであるときには、当該金額を弁済する。

決算期	計算式	強制期限前返済日
平成29年3月期	( (営業活動によるキャッシュ・フロー + 投資活動によるキャッシュ・フロー) - 309,000千円)	平成29年9月末日
平成30年3月期	( (営業活動によるキャッシュ・フロー + 投資活動によるキャッシュ・フロー) - 558,000千円)	平成30年9月末日

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	14,850,800	-	-	14,850,800

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式	1,037	-	-	1,037

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の商取引管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度毎に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金及び設備関係支払手形は、1年以内の支払期日です。

長期借入金（原則として5年以内）は、主に設備投資に必要な資金及び事業資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、



このうちの一部について、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計については、適用を中止しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内ルールに従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内の金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務、未払金、設備関係支払手形及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,893,288	2,893,288	-
(2) 受取手形	5,681	5,681	-
(3) 電子記録債権	251,696	251,696	-
(4) 売掛金	1,862,812	1,862,812	-
(5) 投資有価証券	34,968	34,968	-
資産計	5,048,448	5,048,448	-
(1) 支払手形	247,306	247,306	-
(2) 買掛金	2,017,091	2,017,091	-
(3) 未払金	456,080	456,080	-
(4) 設備関係支払手形	19,828	19,828	-
(5) 長期借入金(*1)	7,173,494	7,173,494	-
負債計	9,913,801	9,913,801	-
デリバティブ取引(*2)	(1,623)	(1,623)	-

(\*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金は変動金利のため市場金利を反映し、また当社の信用状態は借入実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

金利関連

区分	取引の種類	当事業年度（平成28年3月31日）			
		契約額等 （千円）	契約額等の うち1年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	150,000	50,000	△1,623	△1,623
合計		150,000	50,000	△1,623	△1,623

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額32,075千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載しておりません。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
賞与引当金	14,022千円
未払法定福利費	2,178
未払事業税	2,604
その他	1,058
繰延税金資産小計	<u>19,864千円</u>
評価性引当額	<u>△19,864</u>
繰延税金資産合計	-千円

(固定の部)

繰延税金資産	
退職給付引当金	7,019千円
ゴルフ会員権評価損	9,612
減価償却超過額	26,576
減損損失	528,912
資産除去債務	9,021
繰越欠損金	1,367,072
その他	1,099
繰延税金資産小計	<u>1,949,314千円</u>
評価性引当額	<u>△1,949,314</u>
繰延税金資産合計	-千円

繰延税金負債

資産除去債務	△918千円
その他有価証券評価差額金	△4,610
繰延税金負債合計	<u>△5,529千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△5,529千円</u>

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	32.83%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.64
住民税均等割	3.13
評価性引当額	△30.20
その他	0.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>6.47%</u>

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.83%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.69%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.46%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	122円27銭
(2) 1株当たり当期純利益	21円5銭

## 9. その他の注記

(退職給付会計)

### (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

### (2) 確定給付制度

#### ① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	5,201千円
退職給付費用	70,068
制度への拠出額	△52,224
<hr/>	
退職給付引当金の期末残高	23,045

#### ② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	592,863千円
年金資産	△569,818
<hr/>	
	23,045

退職給付引当金	23,045
<hr/>	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	23,045

#### ③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	70,068千円
----------------	----------

\*記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社田中化学研究所

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 村 藤 貴 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社田中化学研究所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン（当事業年度末借入残高7,173,494千円）の返済条件の変更を行ったが、当該借入金に対しては財務制限条項が付されている。このような財務状況の中、当事業年度において312百万円の当期純利益を計上したものの、平成24年3月期以降5期連続で営業損失を計上している。以上より、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人である有限責任監査法人トーマツからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規定に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部検査室等その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会、執行役員会議、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部検査室及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人である有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、有限責任監査法人トーマツからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、有限責任監査法人トーマツから「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社田中化学研究所 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	大 嶋 哲 夫	Ⓜ
社外監査役	増 田 仁 視	Ⓜ
社外監査役	篠 原 芳 明	Ⓜ

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化のため1名を増員し、あらためて取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	たなか たもつ 田中 保 (昭和22年10月8日)	昭和47年4月 株式会社日揮ユニバーサル入社 昭和52年3月 当社入社 昭和61年8月 当社技術開発部長 昭和62年7月 当社取締役 平成4年6月 当社常務取締役 平成5年6月 当社専務取締役 平成6年5月 当社代表取締役社長 平成6年5月 株式会社マルロ代表取締役社長 平成9年7月 同社取締役 平成13年4月 当社代表取締役社長兼技術開発 本部長 平成15年6月 当社代表取締役社長兼テクノ ロジー・グループ長兼技術開発部長 平成17年7月 当社代表取締役社長 平成20年4月 当社代表取締役兼社長執行役員 兼営業・原料購買担当役員 平成21年4月 当社代表取締役兼社長執行役員 平成21年7月 当社代表取締役 社長執行役員兼 技術担当役員 平成23年10月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任)	1,264,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	も がり まさ ひろ 茂 莉 雅 宏 (昭和27年10月2日)	昭和50年4月 住友商事株式会社入社 昭和63年1月 同社台北支店支店長代理 平成9年10月 同社非鉄金属本部非鉄原料地金 部長付 平成13年9月 当社営業部次長 平成15年4月 当社営業部長 平成16年6月 当社取締役営業部長 平成17年2月 株式会社マルロ取締役 平成18年4月 当社取締役総務・人事・経理担当 役員兼総務人事部長兼経理部長 平成20年4月 当社取締役執行役員総務・人事・ 経理担当役員兼総務人事部長兼 経理部長 平成20年5月 株式会社マルロ代表取締役社長 平成21年4月 当社取締役執行役員 総務・人事・経理・IR・情報開示 担当役員兼総務人事部長 平成22年4月 当社取締役執行役員 内部検査・総務・人事・経理・ IR・情報開示担当役員 平成22年10月 当社取締役執行役員 総務人事・経理・IR・情報開示担 当役員 平成23年10月 当社取締役執行役員 総務人事・経理・営業担当役員 平成24年7月 当社取締役常務執行役員 総務人事・経理・営業担当役員 平成25年4月 当社取締役常務執行役員 経理・営業担当役員兼営業部長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員 経営管理・営業担当役員 平成28年4月 当社取締役専務執行役員 経営管理・営業担当役員(現任)	12,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	しま かわ まもる 嶋 川 守 (昭和43年7月16日)	<p>平成9年4月 当社入社</p> <p>平成15年4月 技術開発部次長</p> <p>平成17年7月 技術部長</p> <p>平成19年10月 経営企画室長</p> <p>平成20年4月 執行役員 経営企画・IR・法務・情報開示担 当役員兼経営企画室長</p> <p>平成20年6月 取締役執行役員経営企画・ IR・法務・情報開示担当役員兼 経営企画室長</p> <p>平成21年4月 取締役執行役員経営企画・法務・ 営業・原料購買担当役員兼 経営企画室長</p> <p>平成22年4月 取締役執行役員営業・原料購買担 当役員兼経営企画室長</p> <p>平成23年10月 取締役執行役員技術・情報開示担 当役員兼経営企画室長</p> <p>平成24年4月 取締役執行役員技術・情報開示担 当役員</p> <p>平成24年7月 取締役執行役員技術・情報開示担 当役員兼内部検査室長</p> <p>平成25年4月 取締役執行役員総務人事・情報開 示担当役員兼内部検査室長</p> <p>平成26年9月 取締役執行役員総務人事・情報開 示・製造担当役員(現任)</p>	9,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	たなか まなぶ 田中 学 (昭和50年8月1日) (新任)	平成15年2月 米国 Quallion LLC 入社 平成18年8月 米国 EnerDel 社 入社 平成24年3月 当社入社 平成24年4月 経営企画室長 平成25年4月 執行役員 技術・製造担当役員兼 経営企画室長兼検査分析部長 平成26年6月 執行役員 技術・製造担当役員兼 検査分析部長 平成26年9月 執行役員 技術担当役員兼技術開 発部長 平成28年4月 執行役員 技術担当役員 (現任)	171,000株
5	くの かず お 久野 和 雄 (昭和25年4月2日)	昭和48年4月 三宝伸銅工業株式会社 (現 三菱伸銅株式会社) 入社 昭和57年3月 同社取締役 平成8年3月 同社代表取締役副社長 平成8年10月 同社代表取締役社長 平成13年3月 同社取締役会長 平成14年3月 同社取締役相談役 平成14年6月 ニチエス株式会社代表取締役社 長 (現任) 平成15年6月 当社取締役 (現任) 平成20年3月 三宝伸銅工業株式会社取締役相 談役退任	10,000株

注1. 各取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. 取締役候補者久野和雄氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 久野和雄氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 久野和雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって13年となります。

5. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、社外取締役候補者である久野和雄氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
わた なべ じゅん 渡 部 惇 (昭和22年11月1日)	昭和45年9月 司法試験合格 昭和48年4月 東京地方検察庁検事任官 昭和59年7月 駐米国日本大使館一等書記官 平成4年4月 法務省刑事局参事官 平成5年7月 法務省刑事局国際課長 平成7年8月 退官 平成7年10月 弁護士登録 平成14年5月 渡部法律事務所開業(現任) 平成19年6月 東プレ株式会社監査役(現任)	0株

注1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 渡部惇氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

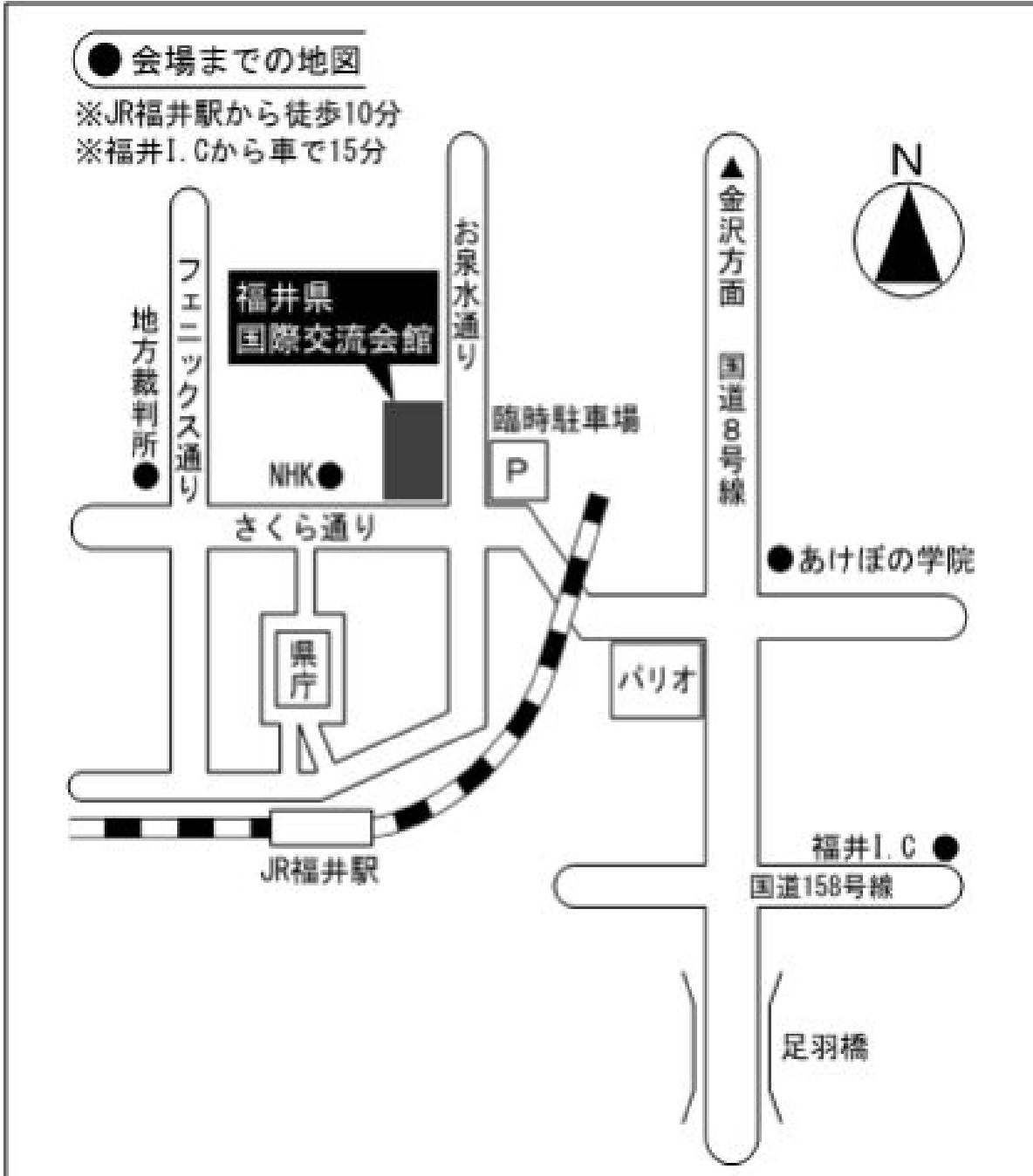
3. 渡部惇氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は同氏は社外監査役として以外に会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた法律知識や経験を当社の監査体制に活かしていただくために、社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。渡部惇氏が監査役に就任された場合、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

福井県福井市宝永3丁目1-1  
福井県国際交流会館 B1 多目的ホール  
電話 (0776) - 28-8800



※お車でご来場の際は、お手数ながら、臨時駐車場（会場向い側）をご利用いただきますようお願い申し上げます。